

秋田県後期高齢者医療広域連合告示 4 号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料徴収猶予及び減免取扱要綱を次のように定める。

平成 20 年 3 月 28 日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 佐 竹 敬 久

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料徴収猶予及び減免取扱要綱  
(趣旨)

第 1 条 この要綱は、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第 25 号。以下「条例」という。）第 17 条及び第 18 条の規定に基づき、保険料の徴収猶予並びに減免について必要な事項を定めるものとする。

(保険料の徴収猶予)

第 2 条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当する被保険者又は連帯納付義務者のうち必要があると認めるものに対して、保険料を徴収猶予することができる。

(1) 条例第 17 条第 1 項第 1 号に該当した場合において、損害程度が住宅又は家財の価格の 10 分の 2 以上であるとき（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき額を除く。）。

(2) 条例第 17 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに該当した場合において、前年の収入金額との減少割合が 10 分の 4 以上であるとき。

(保険料の減免割合)

第 3 条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当する被保険者又は連帯納付義務者のうち必要があると認めるものに対して、保険料を減免することができる。

(1) 条例第 18 条第 1 項第 1 号に該当する場合（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき額を除く。）

前年の合計所得金額	損害の程度と減免割合	
	住宅又は家財の価格の	住宅又は家財の価格の

	10分の3以上10分の5未満	10分の5以上
500万円以下	10分の5	10分の10
500万円を超え 750万円以下	4分の1	10分の5
750万円を超え 1,000万円以下	8分の1	4分の1

(2) 条例第18条第1項第2号から第4号までに該当する場合

前年の収入金額との減少の割合	減免割合
無収入	10分の10
3分の2以上	10分の5
2分の1以上	10分の3

2 前項において2以上の事由に該当する者は、減免の割合の大きい規定を適用する。

(申請)

第4条 条例第17条及び第18条の規定による保険料の徴収猶予又は減免を受けようとする被保険者若しくは連帯納付義務者は、あらかじめ広域連合長に対し後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書(様式第1号)若しくは後期高齢者医療保険料減免申請書(様式第2号)に収入等申告書(様式第3号)及び第2条各号又は第3条第1項各号のいずれかに該当することを証明する書類を添えて提出しなければならない。

(調査)

第5条 広域連合長は、前条の申請書等の提出を受けたときは、その内容について高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第137条及び第138条の規定に基づき、実態調査、聴取り調査その他の方法(以下「実態調査等」という。)により調査のうえ、徴収猶予又は減免の承認若しくは不承認の決定をするものとする。この場合において、必要があると認めるときは、被保険者及び連帯納付義務者について、同意書(様式第4号)の提出によりその者の資産及び収入の状況の調査を行うものとする。

(申請の却下)

第6条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請を却下し、その旨を申請者に後期高齢者医療保険料徴収猶予却下通知書(様式第5号)又は後期高齢者医療保険料減免却下通知書(様式第6号)により通知する。

(1) 指定する書類等を提出しないとき。

(2) 実態調査等に応じないとき。

(3) 虚偽の申請をしたとき。

(通知)

第7条 広域連合長は、徴収猶予又は減免の承認若しくは不承認の決定したときは、その旨を申請者に後期高齢者医療保険料徴収猶予決定通知書(様式第7号)又は後期高齢者医療保険料減免決定通知書(様式第8号)により通知する。

(取消し)

第8条 広域連合長は、虚偽の申請をし、徴収猶予又は減免の適用を受けた者に対し、徴収猶予又は減免の承認を取り消すものとする。

2 広域連合長は、保険料の徴収猶予又は減免の承認を受けた者がその事由が消滅した場合において直ちにすべき申告を怠ったときは、徴収猶予又は減免の承認を取り消すことができる。

3 広域連合長は、前2項の規定により承認を取り消すときは、当該徴収猶予又は減免の承認を受けた者に対し、速やかに後期高齢者医療保険料徴収猶予取消通知書(様式第9号)又は後期高齢者医療保険料減免取消通知書(様式第10号)により通知する。

(申告)

第9条 条例第17条第1項の規定により保険料の徴収猶予を受けた者又は条例第18条第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合において、直ちにその旨を後期高齢者医療保険料徴収猶予理由消滅申告書(様式第11号)又は後期高齢者医療保険料減免理由消滅申告書(様式第12号)により広域連合長に申告しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。